

平成25年

第1回市議会定例会 議案第57号

函館市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
函館市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、函館市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、前項の本部員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため